

届出の手続きについて

届出は、以下の区分により、都市再生特別措置法施行規則に定められている届出書に添付図書を添えて、**瀬戸市都市整備部 都市計画課**に1部ご提出ください（届出書の様式は、瀬戸市ホームページからダウンロードできます）。

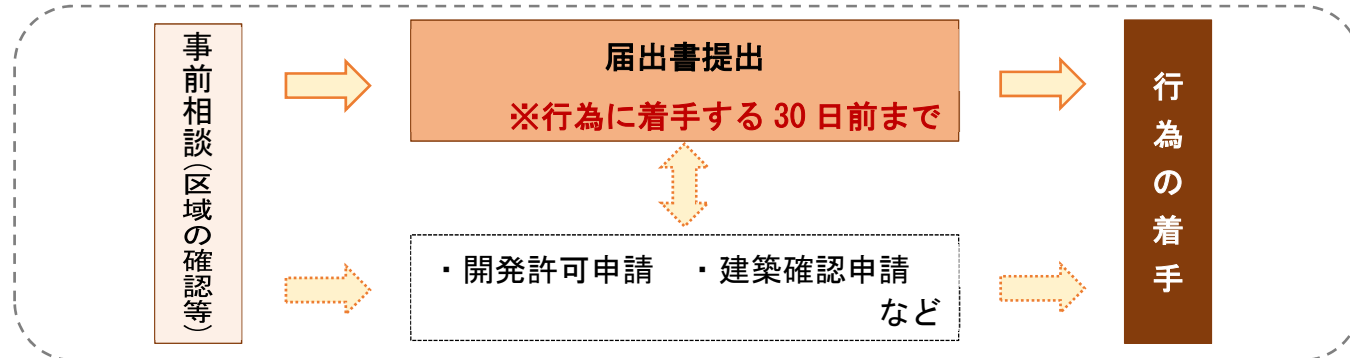
届出書の様式・添付図書一覧

区域・行為の種類	届出書	添付図書 ※				
	様式	位置図	設計図	配置図	立面図	平面図
居住誘導区域に関するもの（都市再生特別措置法第88条）						
開発行為	様式10	●	●			
建築等行為	様式11	●		●	●	●
行為の変更	様式12	○	○	○	○	○
都市機能誘導区域に関するもの（都市再生特別措置法第108条）						
開発行為	様式18	●	●			
建築等行為	様式19	●		●	●	●
行為の変更	様式20	○	○	○	○	○
休止・廃止	様式21					

※添付図書
 位置図：当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 S=1/1,000 以上
 設計図：当該行為の内容が分かるもの S=1/100 以上
 配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面 S=1/100 以上
 立面図：建築物の2面以上の立面図 S=1/50 以上
 平面図：建築物の各階平面図 S=1/50 以上
 （必要に応じてその他参考となるべき事項を記載した図書を添付いただく場合があります）

〈凡例〉
 ●：各行為に必要なもの
 ○：当初の届出行為に関する添付図書のうち、変更に係るもの

届出の流れ



問合せ先



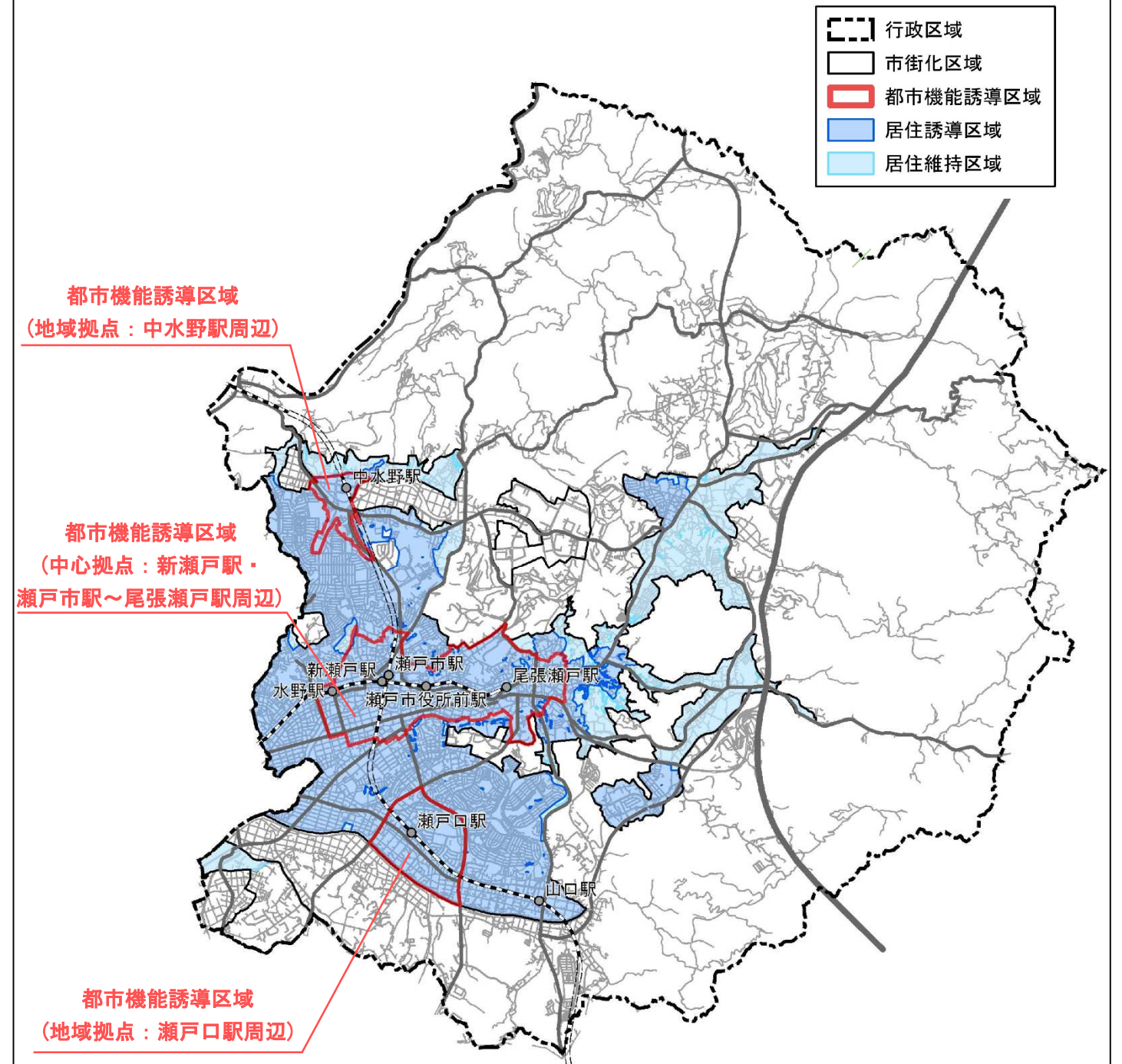
瀬戸市 都市整備部 都市計画課
 〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1
 TEL 0561-88-2680（直通）
 URL <http://www.city.seto.aichi.jp/>

瀬戸市立地適正化計画 届出制度について

本市では、人口減少・少子高齢化が進行する中でも、生活利便性の高い持続可能な都市を形成することを目指し、「瀬戸市立地適正化計画」を策定しました。

本計画の策定に伴い、計画対象区域（市全域）で着手する一定の開発行為や建築等行為について、都市再生特別措置法による届出が必要となります。

＜瀬戸市における都市機能誘導区域、居住誘導区域及び居住維持区域＞



※区域の詳細については、計画書または瀬戸市ホームページをご確認ください。

届出が必要な区域と行為について

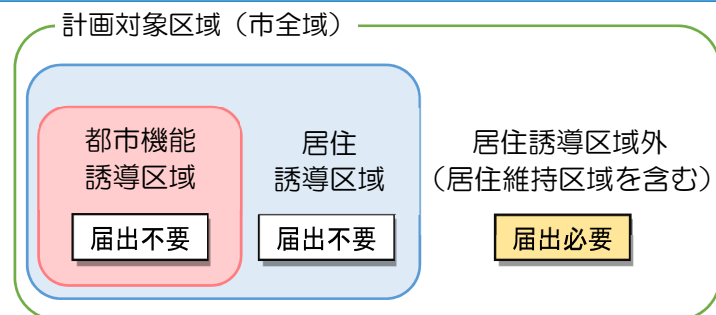
瀬戸市立地適正化計画において定める区域

瀬戸市立地適正化計画では、都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めています。また、市独自の区域として、居住維持区域を定めています。

区域の概要		区域の位置づけ
都市機能誘導区域	都市再生特別措置法に基づく区域	多様な都市機能を誘導・集積し、各種サービスの持続的・効率的な提供を図る区域
居住誘導区域	都市再生特別措置法に基づく区域	日常生活に必要なサービス機能や一定の公共交通の利便性を優先的に確保し、現況の人口と今後の人口推移を踏まえ、将来にわたり一定の人口密度を維持する区域
居住維持区域	市独自の区域	既存市街地や地域コミュニティ等の居住環境を維持する区域 都市基盤整備の動向によっては、将来的な居住誘導区域への編入を検討

居住誘導区域に関する届出

居住誘導区域「外」において、以下の住宅の建築目的の開発や新築・改築または用途変更の行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに市長への届出が義務づけられています。



居住誘導区域「外」における届出対象行為

開発行為

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為（例1、例2）
- 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為かつ、1,000㎡以上の規模のもの（例3）

例1
3戸以上の戸建て住宅

例2
3戸以上の集合住宅

例3
1戸・1,200㎡

建築等行為

- 3戸以上の住宅を新築しようとする場合（例1、例2）
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合（例2）

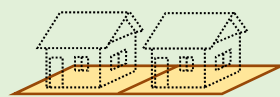
例1
3戸以上の戸建て住宅

例2
3戸以上の集合住宅

※届出が不要な行為の例

◆ 900㎡・2戸の開発行為

◆ 1戸の建築行為



※居住維持区域は、居住誘導区域「外」となるため、上記届出対象行為を行う場合は、届出が必要となります。

都市機能誘導区域に関する届出

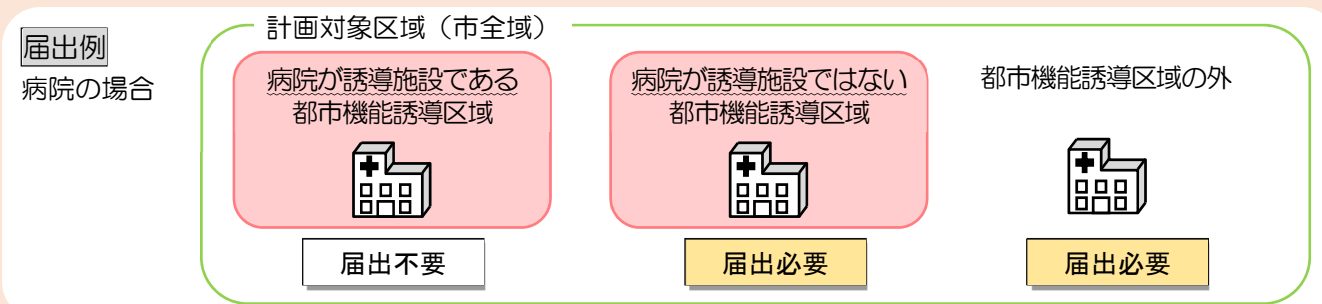
都市機能誘導区域「外」において、下表の誘導施設を有する建築目的の開発や新築・改築または用途変更の行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに市長への届出が義務づけられています。

開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

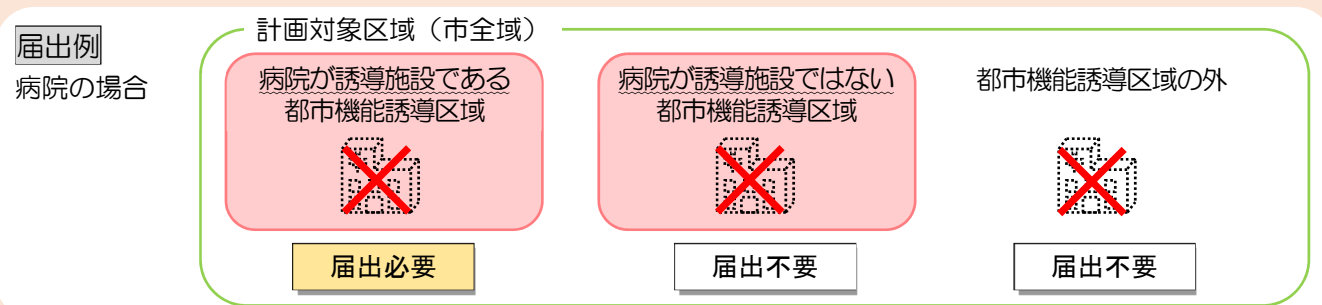
建築等行為

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



都市機能誘導区域「内」において、下表の誘導施設を有する建築物を休止または廃止しようとする場合は、行為に着手する30日前までに市長への届出が義務づけられています。

- 各都市機能誘導区域において設定した誘導施設を休止または廃止する場合



届出が必要となる誘導施設

区分	都市機能増進施設	中心拠点	地域拠点	
			瀬戸口駅周辺	中水野駅周辺
高齢者をはじめ市民の暮らしの安心を支える施設	災害拠点病院（公立陶生病院）	●		
	地域包括支援センター（基幹型：市役所内）	●		
	老人福祉施設（老人福祉センター、高齢者生きがい活動施設）	●		
子育て世代のための施設	子育て支援施設（子育て総合支援センター、子ども若者センター、せとっ子ファミリー交流館、発達支援室）	●		
	病児保育施設（公立陶生病院敷地内薬局棟内）	●		
まちの賑わいを生み出す施設	市立図書館（本館）	●		
	文化施設（瀬戸市美術館、文化センター、瀬戸蔵、パルティセと市民交流センター）	●		
	商業店舗（店舗面積3,000㎡超）	●	●	●
行政施設	市役所	●		

●：維持・拡充

※区域・誘導施設の詳細については、計画書または瀬戸市ホームページをご確認ください。